

令和5年度地方独立行政法人佐世保市総合医療センター障がい者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人佐世保市総合医療センター（以下「法人」という。）における障がい者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するために定めるものである。

2 適用範囲

この方針における調達を行うべき範囲は、法人の全ての内部組織とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する施設等
- (2) 障害福祉サービス事業所の共同受注窓口

4 調達の対象品目等

法人が調達する物品等のうち、事務用品、記念品、印刷等の授産製品及び清掃、除草などの役務等、障がい者就労施設等が受注することが可能なもの

5 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等の受注機会増大のための措置

新たに物品等を調達する場合には、障がい者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

- (2) 随意契約による調達

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター契約規程第18条第1項第8号に規定する随意契約に該当するものとし、障がい者就労施設等を優先的に活用する。

6 調達における留意事項

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に配慮する。
- (2) 物品等の発注は、障がい者就労施設等からの調達であることを考慮し、可能な限り計画的に行うとともに、適切な納期の設定に努める。

7 調達目標

本年度の調達目標額は 130,000 円以上とする。

8 調達推進方針及び実績の公表

(1) この調達推進方針は、ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、ホームページ等により公表する。

9 調達推進方針に関する担当窓口

この調達推進方針に関する担当窓口は、事務部財務課とする。